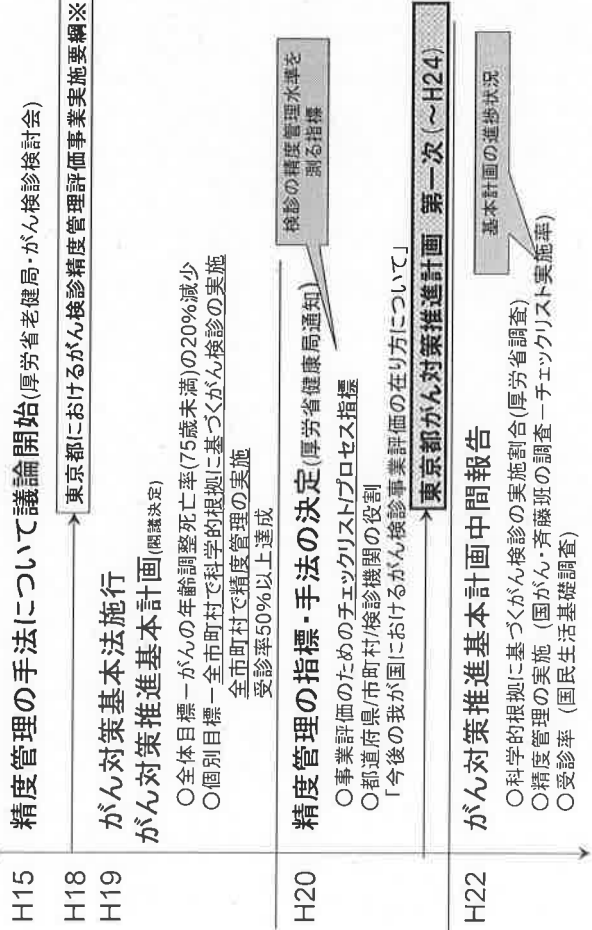


東京都における がん検診精度管理について

平成29年8月22日
東京都福祉保健局
保健政策部 健康推進課

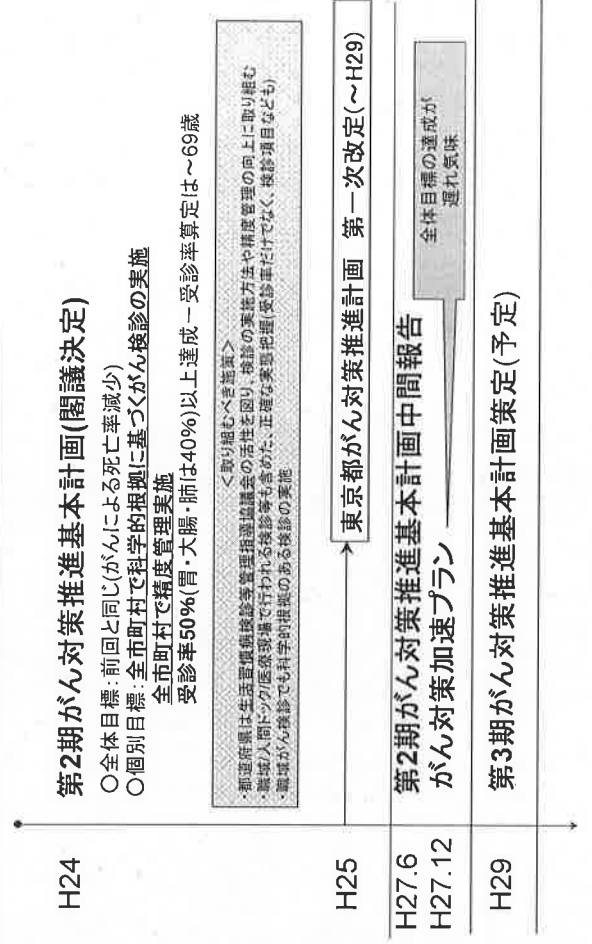


わが国のがん対策－がん検診精度管理について



1 がん検診の精度管理の これまでの流れ

わが国のがん対策－がん検診精度管理について



【全体目標】

- 「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」
- ①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- ②患者本位のがん医療の実現
- ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

【個別目標】 (全体目標①に関する)

- ・国は、男女とも対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を50%とする。
- ・国は、精密検査受診率の目標値を90%とする。
- ・国は、「職域におけるがん検診に関するガイドライン(仮称)」を1年以内に作成し、職域での普及を図る。

分野別施策(抜粋)

- がん検診と特定健診の同時実施や、女性が受診しやすい環境整備等、受診者の立場に立った利便性の向上、財政上のインセンティブ策の活用を図める。
- 指針に基づかない方法でがん検診を行っている市町村に、必要な働きかけを行うこと、生活習慣病検診等管理指導協議会の一層の活用を図ること等、がん検診の実施方法の改善や精度管理の向上に向けた取組を検討する。
- がん検診で必ずしもがんを見つけれられるわけではないこと、がんでなくてもがん検診の結果が陽性となる偽陽性等についても理解を得られるように、普及啓発活動を進める。

がん部会の位置づけ

老人保健法施行(S58)

胃がん・子宮頸がん検診が国の施策として開始
肺がん・乳がん・子宮体がん検診開始(S62)
大腸がん検診開始(H4)

老人保健法第1-4次保健事業
保健事業実施要綱全部改正(H4・12)
介護保険法改正(H17)
保健事業要綱の一部改正(H18)

一般財源化(H10)

がん検診が老人保健法保健事業から除外

- ⇒ 東京都健康増進審査管理指導事業実施要綱(H10)※
- ⇒ 東京都生活習慣病検診管理指導協議会設置要綱(H10)※→がん部会

健康増進法(H15)

【第17条第1項および第19条の2】
→「がん検診に関する検討会」設置(H15-)

がん検診は健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業へ

健康増進事業実施要領(H20)

健康診査管理指導等事業実施のための指針(H20)※

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(H20・25・26改正)

→がん検診ありかた検討会(H24-)

→市町村による科学的根拠に基づく検診を推進

2 東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会について

東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会の実施根拠

●健康診査管理指導等事業実施のための指針

(平成20年3月31日付 健総発第0331012号 厚生労働省健康局総務課長通知)

●東京都健康診査管理指導等事業実施要綱

(平10年6月1日付 10衛健成第23号)

(抜粋)
第1 事業の目的

区市町村、医療保険者等で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況を把握・評価して専門的な見地から適切な指導を行うとともに、これら健康診査に従事している者の資質の向上を行うことにより、東京都における保健事業のより効果的、効率的な実施を図ることを目的とする。

第3 事業の内容

- 1 生活習慣病検診管理指導協議会
- 2 生活習慣病検診従事者講習会
- 4 生活習慣病検診管理指導協議会の設置及び運営協議会の設置・運営について必要な事項は別に定める。

東京都生活習慣病検診管理指導協議会
がん部会における検討事項

● 東京都生活習慣病検診管理指導協議会設置要綱
(平成10年6月29日付 10衛健成第46号)

(抜粋)
第1条

区市町村及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的見地から適切な指導を行うために、東京都生活習慣病検診管理指導協議会を設置・運営する。

第7条

6 がん部会

区市町村において実施した各がん検診の受診率、要精検率、精検受診率及びがん発見率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、検診の精度管理を行う。

東京都生活習慣病検診管理指導協議会
がん部会 29年度年間予定

- 8月……第1回がん部会 開催
(精度管理評価事業の実施について)
- 秋頃……第1回がん部会 次第・資料・議事録の公表
- 2～3月…第2回がん部会 開催
(精度管理評価事業の結果について)
- 4月……精度管理評価事業結果の公表
- 夏頃……第2回がん部会 次第・資料・議事録の公表

東京都生活習慣病検診管理指導協議会
がん部会 委員構成

(東京都生活習慣病検診管理指導協議会設置要綱 第7条6に基づく)

部会長	
専門家	胃、肺、大腸、子宮頸、乳、公衆衛生
検診機関	2検診機関
医師会	
保健所・区市町村	特別区、多摩地域

3 東京都の状況と区市町村支援

東京都の精度管理評価に関する事項

●東京都におけるがん検診精度管理評価事業実施要綱

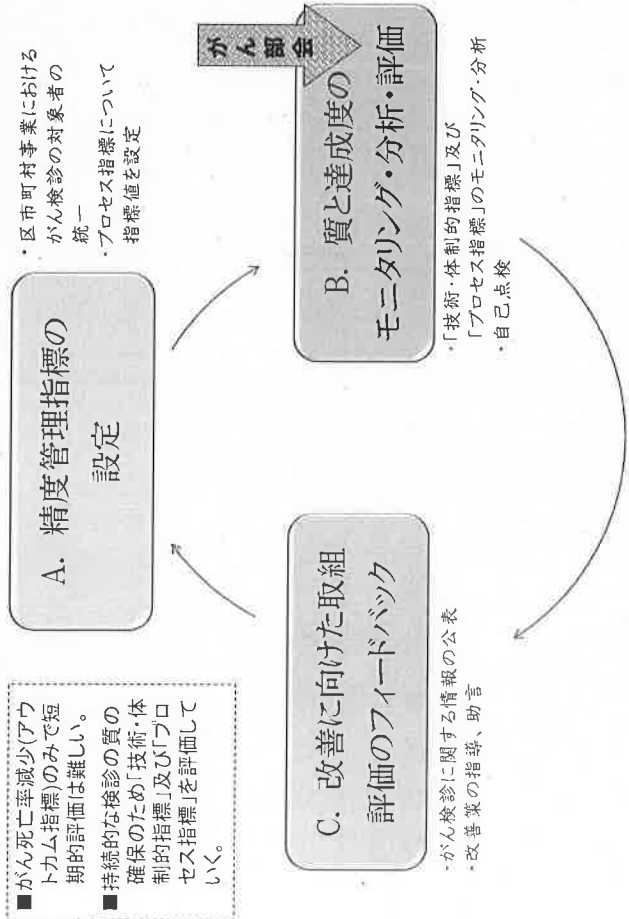
(平成18年5月30日付 18福保健第71号)

【目的】区市町村が行うがん検診精度管理評価→精度管理の充実化
都全体のがん検診事業評価→高いがん検診の実施に寄与する

【評価内容】
①各市町村に対する調査
ア)受診率 イ)要精検率 ウ)精検受診率 エ)がん発見率 オ)陽性反応適中度
②区市町村の検診委託先に関する調査
精度管理の内容の把握

【実施法】
(1)精度管理評価
ア)検診ごとの調査票で評価し、都に報告。都保健所は管轄区域内の市町村の求めに応じ専門的立場から助言等必要な支援を行う。
イ)委託機関がある場合は受診人数の多い順に実施機関に配布。調査票により評価を行い結果を区市町村に報告。
(2)調査結果の処理
都はまとめた調査結果を東京都生活習慣病検診管理指導協議会に報告。協議会にて都全体としての事業評価・検診機関の数値の検証と問題点の把握・精度管理検証と今後のあり方の検討
(3)協議会で審議し、まとめた評価結果を各市町村に情報提供し事業改善について指導助言する。

がん検診の精度管理・事業評価の推進に向けた3段階



がん検診の精度管理のための技術的指針

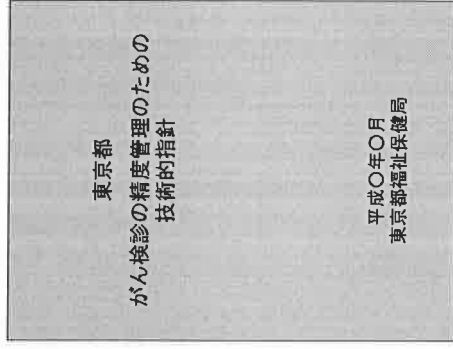
1 概要

- がん部会へ指導の下平成20年度に作成、平成23年度、平成27年度改正。
- 「がん予防重点健康教育およびがん検診実施のための指針(国指針)」および「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」に基づいている。
- 各種様式(チェックリストを除く)は、区市町村におけるがん検診精度管理時の参考として、都独自様式を作成。

2 構成

- 技術的指針
(胃・肺・大腸・子宮・乳の各がん検診の精度管理)
- 別紙
(委託時の仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目、診断・判断基準など)
- 様式集
(受診票、結果記録票、精検依頼票、結果集計表等)

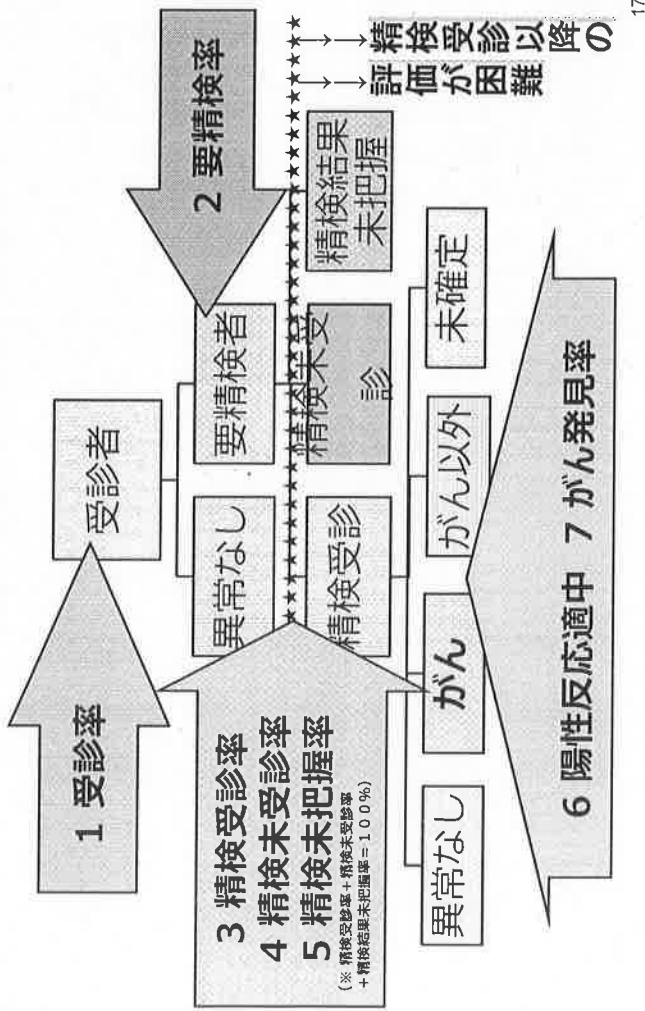
※ 国指針の平成25年3月、26年6月改定は未反映
最新版 平成27年度改定(平成28年3月版)



目標と標準設定 事業評価指標

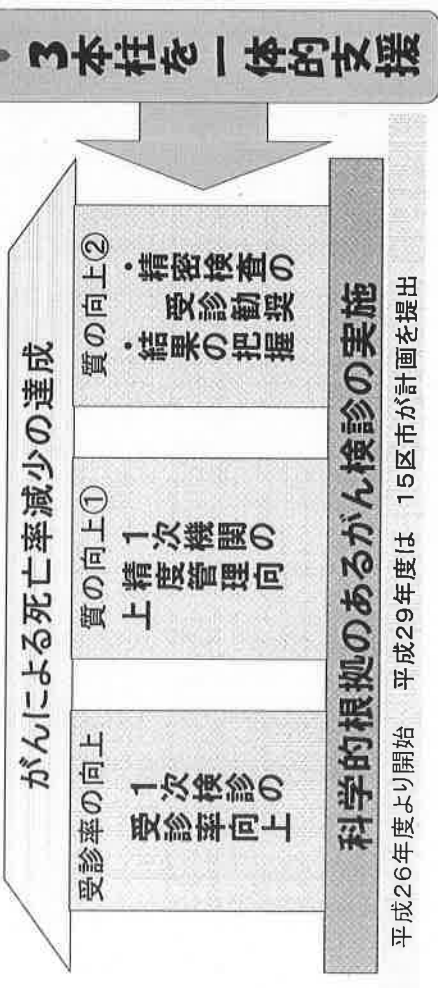
短期的な指標 技術・体制的指標	【内容】 ①事業評価のためのチェックリスト ②整備すべき必要最低限の精度管理項目 【目標】実施手順の確立 検診実施体制の確保(設備や医師・技師等)
短期的な指標 プロセス指標	【内容】 ① 検診受診率 ② 要精検率 ③ 精検受診率 ④ 精検未受診率 ⑤ 精検未把握率 ⑥ 陽性反応適中度 ⑦ がん発見率 【目標】対象者数および各項目の計算法の統一化 国の基準値(許容値・目標値)との比較→ポトムアップ
長期的な指標 アウトカム指標	がん死亡率 出典:厚生労働省「今後の我が国におけるがん検診事業推進の在り方について」報告書(平成20年3月)

プロセス指標から見る東京都の課題



医療保健政策区市町村包括補助事業 がん検診精度管理向上事業

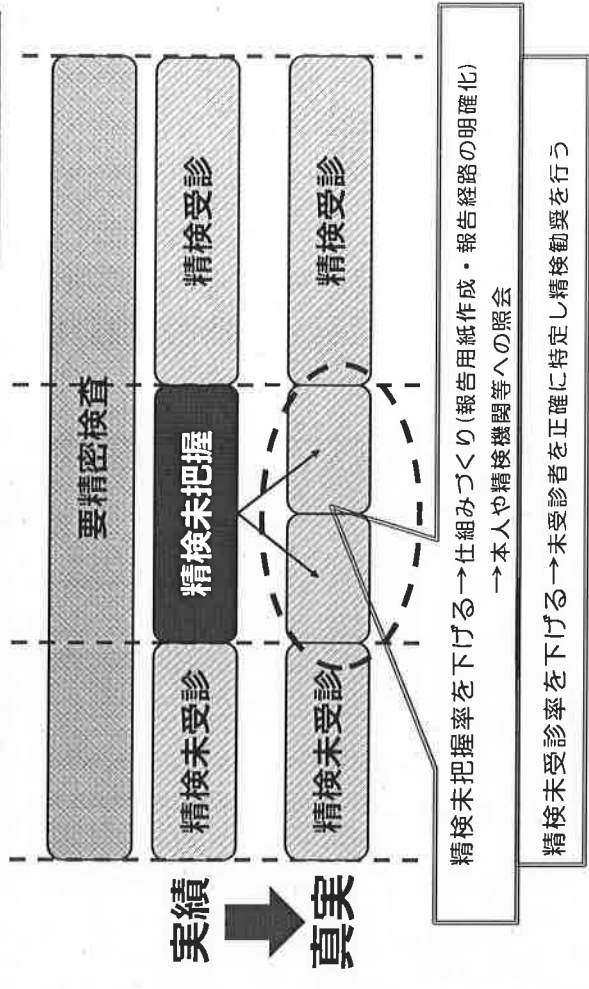
受診率向上、一次検診機関における精度管理、精密検査の結果把握の3つに一体的に取り組む自治体を、財政的に支援



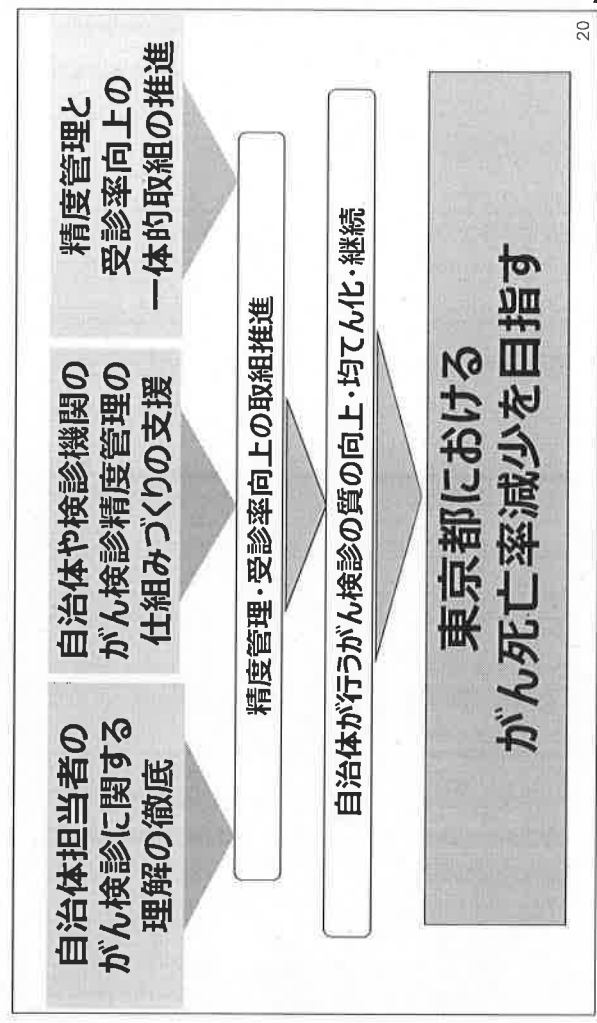
①がん予防対策推進計画策定 ②がん検診精度管理向上事業 ③がん検診受診率向上事業 ④がん検診要精密検査受診者への受診勧奨補助事業 ⑤がん予防対策事業支援事業

精検受診率向上に必要な体制

未受診率と未把握率を下げる → まず、「未受診」「未把握」を区別



東京都のがん検診区市町村支援



本年度の取組紹介

区市町村担当者連絡会

① 初任者研修会(平成29年度 第1回 開催)

【テーマ】 国の指針に基づくがん検診の実施における基礎的事項

- 【内容】 (1)がん検診について
(2)精度管理の方法と指標について
(3)所管業務の紹介

② がん検診担当者連絡会(平成29年度3回開催予定)

- 【内容】 (1)科学的根拠に基づくがん検診
(2)受診率向上
(3)精度管理
(4)自治体の取組紹介 等

個別自治体指導

自治体訪問や電話連絡等を通じた(1)指針遵守の促進・指針外の実施への指導、(2)科学的根拠に基づいた検診の普及啓発・精度管理についての助言指導等、(3)検診受診率・精検受診率向上及び精検未受診率向上に向けた助言等、を行う。

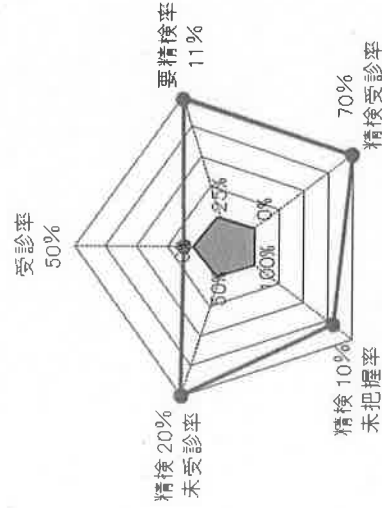
24

リーダーチャートの詳細と類型

例: B 低受診率型

7つの類型

- A 受診率向上型
- B 低受診率型
- C 精検未受診率型
- D 精検未把握率型
- E 要精検率型
- F 要精検・未受診率混合型
- G 要精検・未把握率混合型



23

今後の取組予定

リーダーチャート類型化による区市町村支援の継続

【目的】

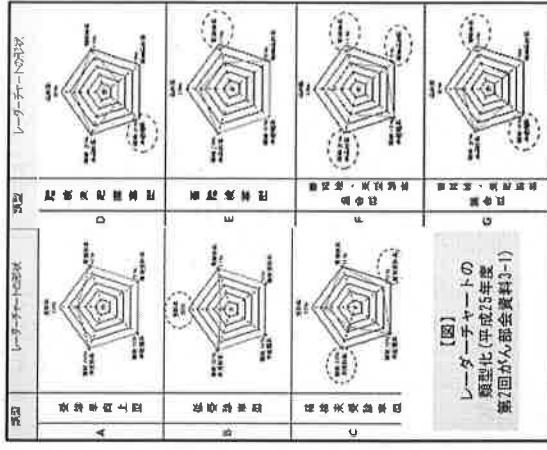
リーダーチャートから示される「精度管理上の課題」と「対策方法」をセットで類型ごとに示し、許容値達成に向けた段階的な改善を促す。

【方法】

- ①リーダーチャートを7つに類型化(右図)
- ②類型ごとに「精度管理上の課題」を示す
- ③課題に対応する具体的取組を示す

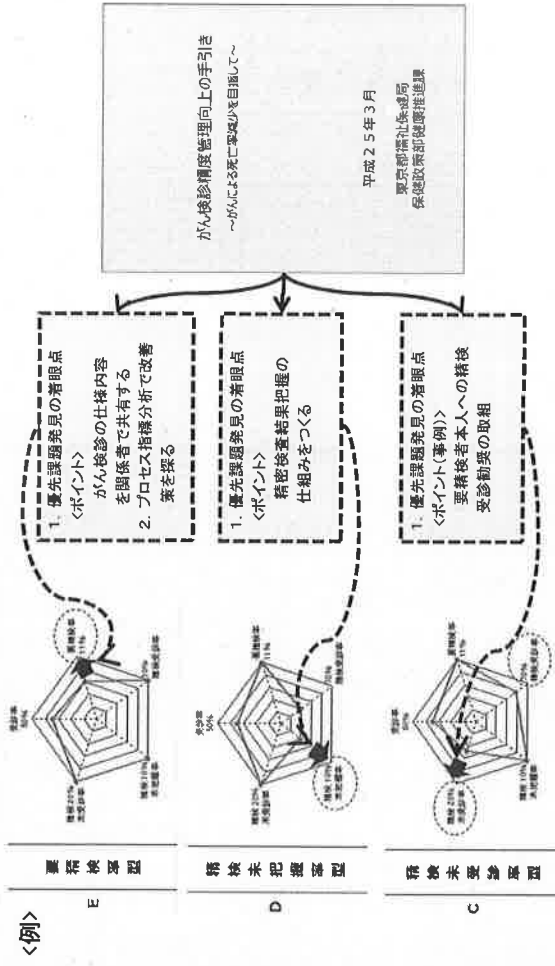
【活用】

- 区市町村への個別の技術的支援
- 区市町村担当者連絡会
- 都保健所における圏域のがん検診担当者連絡会 等



22

類型化し、各々の精度管理上の優先課題を示す ⇒ 対応する具体的取組を示す



246

公表ツール とうきょう健康ステーション「受けよう！がん検診」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/ikensui>



都内区市町村の状況

平成28年度東京都精度管理評価事業結果より（平成27年度検診実施分）

●目標達成自治体数

	①科学的根拠 方法・年齢・間隔の すべてを完全遵守	②精度管理向上 精検結果把握実施かつ 精検未把握率許容値達成	③受診率向上 50%達成 (胃・肺・大腸は男女計)
胃	11/62(17.7%)	9/55(16.4%)	1/56(1.8%)
肺	13/62(20.0%)	6/52(11.5%)	3/54(5.6%)
大腸	39/62(62.9%)	6/60(10.0%)	1/62(1.6%)
子宮頸	42/62(67.7%)	2/56(3.7%)	3/59(5.1%)
乳	43/62(69.4%)	9/55(16.4%)	1/55(1.8%)

備考：②③の母数は、国の指針に基づき検診方法で実施している自治体数。

●科学的根拠に基づかないがん種に関する検査の実施 34/62自治体
(延内訳：前立腺がん関連=34、喉頭がん関連=6、口腔がん関連=3、消化器関連=1)